

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1 特定水産資源の名称

まさば及びごまさば太平洋系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

(1) まさば太平洋系群 1,545千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

(2) ごまさば太平洋系群 158千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

(1) まさば太平洋系群 562千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

(2) ごまさば太平洋系群 50千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

3 禁漁水準値

- (1) まさば太平洋系群 67千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) ごまさば太平洋系群 6 千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まさば太平洋系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) ごまさば太平洋系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

- (1) まさば太平洋系群 1(1)の規定を踏まえたまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
 - ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じ

た値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

- ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。
- (2) ごまさば太平洋系群 1 (2)の規定を踏まえたごまさば太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
 - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
 - ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であるこ

とから、まさば太平洋系群及びごまさば太平洋系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

- (1) まさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力を乗じた値
- (2) ごまさば太平洋系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力を乗じた値

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。

- 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）
 - (1) 当該大臣管理区分に関する事項
 - ① 水域
太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。2及び3の大蔵管理区分におい

て同じ。) のうち、北海道函館市恵山岬灯台から青森県下北郡東通村尻屋崎灯台に至る直線の中心点を通る正東の線以南、千葉県南房総市野島崎灯台正南の線以東の水域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、40トン以上の船舶が1そうまくにより行うもの

③ 漁獲可能期間

11月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。

① 漁獲割当割合の申請期限

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の9月15日

② 漁獲割当割合を設定する日

漁獲割当割合の設定を行おうとする最初の管理年度の10月15日まで

③ 漁獲割当割合の有効期間

一管理年度の期間

④ 漁獲割当割合の設定基準

ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前管理年度3月末日までの5年間をいう。以下この別紙において同じ。）のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。以下この別紙において同じ。）に応じて按分して得た割合及び船舶の数を基礎とし、採捕する者の

採捕の実態又は将来の見通し、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案したウの基準に従って漁獲割当割合を設定するものとする。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれか低い方の割合を漁獲割当割合として設定する。ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。

(ア) (a)及び(b)を合計した割合（小数点第7位以下を切捨てたものとする。）

(a) 15パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）の総数で除することにより得た割合

(b) 85パーセントを、申請のあった船舶（申請された漁獲割当割合が0パーセントであった船舶を除く。）ごとの基準期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の平均の漁獲量（基準期間の各年の11月1日から翌年3月末日までの期間における漁獲量（漁獲量が0の場合を含む。）のうち、最大のものと最小のものを除いた合計値を、3で除して得た値）に応じて按分して得た割合

(イ) 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合

エ ウ(ア)(b)の漁獲量について、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、それぞれ当該(ア)から(ウ)までに定める数値を当該船舶の漁獲量とみなす。

- (ア) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該許可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値
- (イ) 基準期間の開始日以降漁獲割当割合の申請日以前に、当該船舶又は同一の許可番号を有していた船舶が法第45条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可に基づき法第39条第1項の規定により大中型まき網漁業の許可を受けたものである場合 当該許可のうち直近の許可の日以降の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期

間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該起業の認可の日前の当該許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値（当該船舶により当該起業の認可の期間中にまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合にあっては、当該漁獲量の合計値に、当該試験操業の期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域における当該船舶のまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量を加えた数量）

(ウ) 当該船舶によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善又は漁業の復興を目的に試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けたものである場合であって、当該試験操業が基準期間中に開始されたものである場合 当該試験操業の開始の日以後の当該船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量及び当該試験操業を行うに当たり受けた法第45

条第2号又は第3号の規定による大中型まき網漁業の起業の認可の日前の当該起業の認可を受けるに際し見合いとした許可に係る許可番号と同一の許可番号を有する船舶の基準期間のうち各年の11月1日から翌年3月末日までの期間の(1)①の水域におけるまさば及びごまさば太平洋系群の漁獲量の合計値

⑤ 漁獲割当割合設定者の資格

大中型まき網漁業の許可若しくは起業の認可（当該許可又は起業の認可（許可省令第2条第7号に定める動力漁船によりまき網を使用して収益性の実証、資源管理の推進及び労働環境の改善若しくは漁業の復興を目的に試験操業を行うに際し見合いとした許可又は起業の認可を除く。）のうち、の操業区域に北部太平洋海区（太平洋の海域のうち千葉県南房総市野島埼灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間における水域をいう。以下この別紙において同じ。）を含むものに限る。）を受けた者及び又は当該試験操業を行うことについて農林水産大臣の許可を受けた者

⑥ 年次漁獲割当量を設定する日

毎管理年度の10月15日まで

⑦ 漁獲量等の報告に係る期限

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

⑧ 年次漁獲割当量の控除の係数

規則第17条第1項の資源管理基本方針に定める係数は、1とする。

⑨ 漁獲割当割合の削減の基準

本則第12のとおりとする。

2 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

② 漁業の種類

1 の管理区分以外の大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）
陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

- 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
 - (1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

- ① 漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、各都道府県及び大臣管理区分に比例配分する。
- ② 大臣管理区分については、漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度までの3年間の各管理年度の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて、第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）並びに第5の2のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）に比例配分する。
- ③ ①及び②の規定にかかわらず、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

(3) 漁獲割当てによる管理を行う都道府県及び大臣管理区分への上乗せ配分

一定の漁獲可能量を船舶ごとに割り当てることにより資源管理の実効性を担保しつつ計画的な操業

を可能とする漁獲割当ての利点を損なわないようするため、都道府県のうち漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分及び漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分については、当初の配分において、次の①に掲げる都道府県又は②に掲げる大臣管理区分に対して、国の留保をそれぞれ当該①又は②に定める比率を用いて比例配分することにより算出した数量の50パーセントを、それぞれ上乗せして配分する。この場合において、上乗せして配分した大臣管理区分については、4の国の留保からの配分は、行わない。

- ① 漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分を定めた都道府県 (1)①の比率に、都道府県別漁獲可能量から漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に対して知事管理漁獲可能量を配分する際に用いる比率を乗じて得た比率
- ② 漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分 (1)①の比率に、(1)②の比率を乗じて得た比率

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京

都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県とする。

- (2) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。
- (3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量を明示することとする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合（漁獲割当てによる管理を行う大臣管理区分において当該区分に係る大臣管理漁獲可能量を超過した場合を除く。）には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括

で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、1(3)の規定に基づく配分のほか、各都道府県及び大臣管理区分（第5の1のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）を除く。）に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日（(2)において「基準日」という。）のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分の漁獲量を除く。）の当該都道府県別漁獲可能量（漁獲割当てによる管理を行う知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を除く。以下この別紙において同じ。）に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁

獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいづれか小さい数量

- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又

は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいづれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いづれか大きい値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値
- ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値
ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位 3 年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が 1 以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た

値

イ 特異率が 1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の漁獲実績の値を平均した値

- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値
 - ⑤ 基準日の翌日から 45 日間 日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績の値に、 45 を乗じて得た値
- (3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

5 漁獲可能期間終了に伴う漁獲可能量の変更について

第 5 の 1 のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）において、第 5 の 1 (1)③の漁獲可能期間の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、国の留保に繰り入れることとし、そのうち第 6 の 1 (3)の規定に基づく上乗せ配分に由来する数量を除く数量を、速やかに第 5 の 2 のまさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）の大臣管理漁獲可能量に追加配分する。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
- (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 漁獲割当管理区分
- (4) 採捕に係るまさば及びごまさば太平洋系群を陸揚げした日
- (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば太平洋系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3

項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中 ((2)に規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能な追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の3のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（北太平洋さんま漁業（許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数170隻、沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻等））を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。